

◎年間臨給

1. 基準額

基本給、エリア手当及び扶養手当の合計額の5.38箇月分を年間の基準額(年間臨給)とする。

(1) 夏季手当

基本給、エリア手当及び扶養手当の合計額の2.69箇月分

(2) 年末手当

基本給、エリア手当及び扶養手当の合計額の2.69箇月分

2. 支払日

(1) 夏季手当 2020年 6月30日とする。

(2) 年末手当 2020年12月10日とする。

【解説】

新型コロナウイルスの影響でご利用が相当に落ち込み、収入確保が難しい状況になっており、来期に渡っても先行きが不透明な状況が続くことから、昨年の支給額を維持することは難しいという状況でありながらも、昨年のGW10連休及びインバウンドへの対応や台風19号への災害対応、新型コロナウイルス発生による大幅な減収の中、懸命に奮闘していただいている組合員の労苦に報いるべきであること、こういう時だからこそ一層の安全やCSの向上を社員に期待する会社の姿勢を示すことを強く訴えて議論してきた。

最終的には、先行き不透明な状況にある新型コロナウイルスの影響による減収等を考慮すると、来年度も厳しい経営環境は変わらないが、まずは基本に立ち返り、鉄道事業者の使命である「安全・安定輸送」とお客様の信頼に応えるためのCS向上に、より一層奮闘していただくことを期待して、**5.38箇月**の成果を勝ち取ることができた。

【解説】

人口減少社会への突入に伴い、今後労働人口も縮小していく見込みである中、優秀な人材を確保していくことは喫緊の課題である。賃金引き上げにより、入社を希望する方々に向けての一番有効で効果的な会社からのメッセージが「賃金」であることを今春闘交渉の中でも議論してきたところであるが、昨年のプロフェッショナル採用(大学)に加えて、高専、短大、専修学校、高校、中等教育学校のプロフェッショナル採用にも初任給調整手当を適用する内容の回答があった。今回を含めて、初任給調整手当は3年連続適用することとなった。

初任給額表

2020年4月1日入社の
新規プロフェッショナル採用社員の初任給の取扱い

【例:プロフェッショナル採用(大学)初任給の場合】

●2020年度入社プロフェッショナル採用(大学)の初任給は…
189,912円になります。

初任給額表169,120円+800円(ベア)=169,920円
(169,920円×エリア手当(10%))※1+
初任給調整手当3,000円=189,912円)

※1 新入社員の4月は本社人事部付の採用となるため、
エリア手当は、近畿統括本部所管エリアの適用となる。

●その他のプロフェッショナル採用についての初任給額の考え方も同様です。

(学校等の区分による初任給×エリア手当(10%)+
初任給調整手当(3,000円)=初任給額)

※学校等の区分による初任給にベア800円含む

2019年4月1日入社の
新規プロフェッショナル採用社員の取扱い

※2019年4月1日に入社した新規プロフェッショナル採用については、現在の職務遂行給にベア額の800円と基準昇給2,700円を加えた職務遂行給とエリア手当とあわせて、新たに2020年度に適用する初任給調整手当1,000円が支払われることとなります。この1,000円は2020年度入社のプロフェッショナル採用の社員の給与が上回らない措置となります。

※2019年4月1日に入社した新規プロフェッショナル採用(大学)の初任給調整手当3,000円については、2020年3月31日まで適用が切れます。

(注意) 初任給調整手当については、エリア手当、期末手当の基準額の計算の基礎となる基本給等には含まれない。

1. 特定診断項目の見直し

(1) 対象診断項目の見直しについて

対象診断項目に「風疹」「麻疹」の抗体検査及びワクチン接種を追加する。

(2) 給付額等の見直しについて

給付額を男性・女性とも3万円を上限とした実費用とする。
また、申請回数については、受診した当該年度について2回までとする。

(3) 実施期間は、2020年4月1日以降受診する診断項目を対象として適用する。

【解説】

会社が目指す健康経営において、2019年度の労働協約改訂においては、勤続15年を迎える社員を対象とした人間ドック受診の支援や禁煙サポートプログラムの実施を勝ち取ったが、今春闘においては、インフルエンザ予防接種補助金の増額や「風疹」「麻疹」の抗体検査及びワクチン接種を実施することを強く求めた。

併せて、今回JR健保が婦人科系がん検診を負担することとなり、「特定診断利用支援金」の増額と「風疹」「麻疹」の抗体検査及びワクチン接種を追加することとなった。この支援金は、社員、専門社員、シニア・シニアリーダー社員、契約社員で年齢制限なく申請できる。今回の改正で、男・女とも年間上限3万円、年2回の利用が可能となった。

◎初任給調整手当

(1) 2020年4月1日入社の新規採用者

2020年4月1日入社の新規採用者のうち次の初任給の適用を受けた者に対して、下表のとおり初任給調整手当を適用する。

適用対象者	支払額
■2020年度プロフェッショナル採用 (大学(大学院に限る。))	3,000円
■2020年度プロフェッショナル採用(大学)	
■2020年度プロフェッショナル採用 (高専、短大、専修学校)	
■2020年度プロフェッショナル採用 (高校、中等教育学校)	

(2) 2019年4月1日入社の新規採用者

2019年4月1日入社の新規採用者のうち、次の初任給の適用を受けた者に対して、下表のとおり初任給調整手当を適用する。

適用対象者	支払額
■2019年度プロフェッショナル採用 (大学(大学院に限る。))	1,000円
■2019年度プロフェッショナル採用(大学)	
■2019年度プロフェッショナル採用 (高専、短大、専修学校)	
■2019年度プロフェッショナル採用 (高校、中等教育学校)	

(3) 適用期間

2020年4月1日から2021年3月31日までとし、2020年4月期給与から適用する。